

# 山梨県公報

第二千七百六十六号

平成三十年

二月八日

木曜日

## 目次

告示

- 広域連合の規約の一部変更の許可……………三三三
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数……………三三三
- 保安林の指定施業要件の変更予定(四件)……………三三三
- 道路の区域変更(二件)……………三四
- 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………三五

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三五
- 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………三五

## 告示

### 山梨県告示第二十六号

山梨県東部広域連合長から申請のあった山梨県東部広域連合規約の変更については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、平成三十年一月三十一日付けで許可した。

平成三十年二月八日

山梨県知事 後 藤 齋

### 山梨県告示第二十七号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定による知事が定める数、次のとおり定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年二月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 政令第九条第三項の規定により医療費指数反映係数として知事が定める数 一
- 二 政令第九条第五項の規定により一般納付金所得係数として知事が定める数 〇・九四二二七九五九八三二
- 三 政令第九条第八項の規定により一般納付金基礎額調整係数として知事が定める数 一・〇二二三五八三七九一四三五
- 四 政令第九条第九項の規定により一般納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 〇・七
- 五 政令第十条第三項の規定により後期高齢者支援金等納付金所得係数として知事が定める数 〇・九八五三四五六三二二三二五
- 六 政令第十条第六項の規定により後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数として知事が定める数 〇・九九九九九九七七七六
- 七 政令第十条第七項の規定により後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 〇・七
- 八 政令第十一条第三項の規定により介護納付金納付金所得係数として知事が定める数 一・〇二二七七〇六五六八七六三
- 九 政令第十一条第六項の規定により介護納付金納付金基礎額調整係数として知事が定める数 〇・九九九九九九四六三七九
- 十 政令第十一条第七項の規定により介護納付金納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 〇・七

### 山梨県告示第二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年二月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡早川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、早川町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**山梨県告示第二十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年二月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡南部町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年二月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡富士川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士川町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年二月八日

山梨県知事 後 藤 齋

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**山梨県告示第三十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年三月二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年二月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年三月二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年二月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 道路の種類 県道

二 路線名 県民の森公園線

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
	旧	新	
南アルプス市中野字城山三二二番一地从先から南アルプス市上市之瀬字中尾山一七六〇番地先まで	六・二 八・四	八・五 五六・九	二二一・三 一四八・二

**山梨県告示第三十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十年三月二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年二月八日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 割子切石線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
	旧	新	
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一五一八番地先から南巨摩郡身延町下田原字日向一五六九番一地先まで	一一・六 三六二・九	九・三 三六二・九	一二五・〇 一二五・〇

**山梨県告示第三十四号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月八日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定の年月日 平成三十年二月一日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町河内字宮窪六十二番六及び六十三番一
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小四・六八メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・八一メートル

**山梨県告示第三十五号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月八日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定の年月日 平成三十年一月三十日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市小見見二丁目千九百三十九番一
- 三 指定道路の幅員 最大四・五メートル 最小四・五一メートル
- 四 指定道路の延長 二十八・五〇メートル

**公 告**

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月八日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成三十年一月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人峡北地域生活支援システム杜の風
  - 2 代表者の氏名 須田晶子
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市長坂町白井沢六百七十九番地
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、障害児（者）が地域の中で明るく、楽しく、豊かな暮らしが出来るように、生活の援助を行うことを目的とする。また、障害児（者）のライフサイクルを考え、地域社会の中で豊かに育ち、豊かに生活できるように地域社会を築き、共に学び共に育ち合う場となることを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年二月二日から三月二日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土

地改良事業（大窪地区経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年二月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から平成三十年三月九日まで
- 三 縦覧場所 笛吹市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十年三月二十六日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十年八月八日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（農業基盤整備促進事業笹子地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年二月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成三十年二月九日から同年三月九日まで
- 三 縦覧場所 大月市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十年三月二十六日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十年八月八日まで